

多治見市告示第207号

是正請求事案（非公開情報を公開したことに関する是正請求（文化財保護センター、産業観光課、市街地整備課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成29年7月18日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

非公開情報を公開したことに関する是正請求（文化財保護センター、産業観光課、市街地整備課）事案

2 答申日

平成29年7月11日

3 審査会の結論

本件是正請求のうち、「土地所有者一覧表」及び「町名、地番、地積、氏名、持分の一覧表」の中の氏名及び持分に関する部分については非公開とし、本件是正請求を認容する。また、契約書の公開に関する部分を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

多治見市長は、多治見住吉土地区画整理組合（以下「組合」という。）が多治見市に提出した「埋蔵文化財発掘の届出書について」及び「伐採及び伐採後の造林の届出書」に添付された「土地所有者一覧表」及び「町名、地番、地積、氏名、持分の一覧表」を第三者に情報公開した。

多治見市長は、組合と株式会社協和設計との間に締結した多治見住吉土地区画整理事業業務委託契約書（以下「契約書」という。）を第三者に情報公開した。

届出書については、多治見市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2項第1号に該当する情報であり非公開とするべきであり、契約

書については、条例第6条第2項第2号に該当する情報であり非公開とすべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

(1) 土地所有者の住所氏名について

条例第6条第2項第1号では、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」は、公開しないことができるとしている。ただし、例外として「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報は、公開することとしている。これについて、市で作成した「条例運用手引」の中で具体的に、土地登記簿に記載された情報は何人もその情報を知り得るものに該当しており、登記権利者の住所氏名は、個人情報であっても例外として公開することとしている。この仕組みに関しては、合理的である。

しかし、土地登記制度の場合には、登記簿上の住所氏名と実際の住所氏名とがずれることは時々あることである。このことは、市も認識している。しかし、市は、土地登記制度の趣旨は登記簿上の住所氏名と実際の住所氏名とが一致していることを前提としたものであるので、そのずれは考慮しないで割り切って、登記簿上の住所氏名であるとみなして事務を行った。審理員もそれを妥当と判断した。

しかし、本委員会としては、このずれは考慮すべきことであると考えられる。確かに、土地登記制度は、登記をすることによって土地に関する情報が公示され、国民の土地所有権の保全が図られ、取引の安全に役立つことを目的とする制度である。しかし、情報公開及び個人情報の保護の次元では、土地登記の制度目的を考慮する必要はないのではないか。なぜなら、当該次元にあっては、個人の真の住所等が法律が設けた制度によって公になっているかどうかという形式的な問題が論点であって、登記制度を設けた実質的な理由である土地所有権の保全や取引の安全は、考慮事項ではないからである。

結論として、そのずれを前提とした運用を考えるべきである。特に近時の高齢社会とか空家が増えている中、こうしたずれが増えてきており、様々な問題を引き起こす可能性もあるという状況を鑑みると、かつてとは違った運用も必要である。そうだとすれば、運用の見直しをすべきである。

(2) 契約書について

条例第6条第2項第2号は、法人に関する情報について、「競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの」は公開しないことができると定めている。

本件の契約書において、委託契約金の定めがあり、是正請求人はその内容が法人の競争上の利益を害する情報であると主張するが、そこには、(株)協和設計にとって競争上不利な内容はなく、委託契約金が事業計画に基づいて金額の算定ができたとしてもそれは通常どこでも明らかになっているものであって、競争上の利益を害するものではない。また、この内容が特別なやり方として実施しているものでもない。更にいえば、(株)協和設計自身がこれによって競争上の利益を害されたと多治見市に対して主張しているわけでもない。

したがって、公開しないことができる法人情報には当たらないと考える。